

# 真 鶴 町 教 育 大 綱

## 【教育大綱の趣旨】

真鶴町は「第4次真鶴町総合計画」の教育に関する分野の基本政策として「一人一人を大切にした教育により、学び続け共に生きる人づくり、そして、心豊かな生活と文化のあふれるまちづくり」を掲げ、その実現を目指しています。また、「教育は人づくり、人づくりはまちづくり」を理念に、学校教育・社会教育をとおして町の発展に主体的に関わろうとする人づくりを目指しています。真鶴町教育大綱では、「第4次真鶴町総合計画」の基本政策に基づき、今日を生きる子どもや町民、明日を生きる子どもや町民の視点から学校教育の分野及び社会教育の分野に関する方針を次のとおり策定します。

## 【教育大綱の期間】

この教育大綱の期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間とします。ただし、今後の社会情勢等を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

## 【大綱の基本方針】

### 〈学校教育の分野〉

- 1 共に学び共に育ち、生きる力を育む教育のより一層の推進
  - (1) 確かな学力を育む教育を推進します。
  - (2) 豊かな心を育む教育を推進します。
  - (3) 健やかな体を育む教育を推進します。
- 2 子どもの育ちを支える教育環境の整備
  - (1) 安全な教育環境を整備します。
  - (2) 気持ちよく生活できる教育環境を整備します。
- 3 地域と連携した教育のより一層の推進
  - (1) 学校関係者評価委員会等の機能を充実します。
  - (2) 学校ボランティアによる教育活動を拡充します。
- 4 将来の課題に対応した教育行政の推進
  - (1) 学校の小規模化への対応を図ります。
  - (2) 施設の老朽化への対応を図ります。
  - (3) 子育て環境の整備・充実を図ります。

### 〈社会教育の分野〉

- 5 文化活動のより一層の推進
  - (1) 町民文化祭を中心とした町民文化活動のさらなる充実に努めます。
  - (2) 関連施設の計画的な修繕・改修に努めます。
- 6 スポーツ活動のより一層の推進
  - (1) 家庭スポーツ活動を推進します。
  - (2) パラスポーツ活動を推進します。
  - (3) 関連施設の計画的な修繕・改修に努めます。
- 7 文化財の保護と活用のより一層の推進
  - (1) 文化財の計画的な保護に努めます。
  - (2) 「地域に残る伝統行事」の保護を推進します。
  - (3) 文化財の活用を推進します。